

与那原町食の自立支援サービス事業（配食サービス）受託事業者募集要項

1. 募集の趣旨

在宅の高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービスの「食」に関わるサービスを「食」の自立の観点から十分な調査や評価を行った上で計画的・有機的につなげて提供し、高齢者が要介護状態に陥ることなく健康でいきいきとした老後生活が送れるよう支援することを目的としています。

本件は当該事業を受託する事業者を新たに募集するものです。

2. 配食業務内容等

(1) 食事の受け渡し方法

町から配食が必要と認められた利用者宅を訪問し、原則として直接手渡しで行う。
利用者不在など手渡しが行えない場合は再配達、緊急連絡先への連絡などを行う。

(2) 配達時間

- ア 昼食の配達時間は概ね 午前 10時から午後 12時30分 までとする。
- イ 夕食の配達時間は概ね 午後 4時から午後 6時30分 までとする。

(3) 配食実施日

配食は、次項に定める休日を除く日の昼食分若しくは夕食分又はその両食分を提供するものとする。

- ア 日曜日及び土曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ウ 6月23日（慰霊の日）
- エ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イの休日を除く）

(4) 安否の確認

利用者の安否確認を行い、異常を発見した場合は、すみやかに緊急連絡先等へ連絡するものとする。

(5) 利用者負担金の徴収

利用者負担金を利用者から徴収する。

3. 応募の条件

次の要件をすべて満たす者を応募の条件とする。

- (1) 沖縄本島内に事業所があり、配食の事業実績が1年程度以上ある事業者（個人契約を除く）
- (2) 1日 50食以上対応可能な事業者
- (3) 施設（事業所）ごとに食品衛生管理者が1名以上いること。
- (4) 管理栄養士または栄養士の資格取得者を有すること。

- (5) 管理栄養士または栄養士が作成した献立に従って調理された食事を提供できること。
- (6) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に定める営業許可を受けていること。
- (7) 与那原町内全域に配達できること。
- (8) 事業者が、国税及び地方税の滞納のないこと。
- (9) 経営等すべてに暴力団及び暴力団員の関与がないこと。

4. 採用予定事業者数

前項の「3 応募の条件」をすべて満たして応募した事業者に対して審査を実施し、選定された事業者 3 社以内。（※「10. 受託事業者の選定」を参照）

5. 契約期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※1 委託契約事項を遵守しないなど、当該事業を継続させることが適当ではないと町が認める場合には、期間中であっても契約を解除する場合がある。この場合、受託事業者の損害に関しては、町は一切賠償しない。また、契約解除に伴う町への損害について、受託事業者へ損害賠償請求をすることがある。

※2 令和 9 年度（令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで）の事業実施については、今回定める選定基準の要件を満たしているかを改めて確認のうえ、履行期間中の業務実績も考慮したうえで、業務委託契約の更新を判断するものとする。

※3 各年度の事業実施については、各年度予算が与那原町議会で承認されることを条件とする。

6. 基本的な条件

(1) 一食当たりの委託料は、普通食 900 円以内、特別食 950 円以内（消費税及び地方消費税含む）※町負担分含む

(2) 現在の配食数

利用者数 86 名（自費 19 名含む）

昼食（39 名）	普通食	32 食
	特別食	7 食
夕食（65 名）	特別食	44 食
	普通食	21 食

7. 募集要項配布期間

期 間：令和 8 年 6 月 10 日（水）～令和 8 年 6 月 16 日（火）17 時まで

配布方法：与那原町ホームページからダウンロード

8. 質疑

質問書により、EメールまたはFAXのいずれかの方法で行う。電話や窓口での口頭による質問は受け付けない。質問書の送信後は、与那原町役場まで受信済の確認を電話による連絡を必ず行うこと。

- (1) 受付期間：令和8年6月10日（水）～令和8年6月12日（金）17時まで
- (2) 回 答：令和8年6月15日（月）までに随時行う。

※与那原町ホームページにて公開する。

9. 提案書類及び応募の手続き

(1) 提案書類

- ・提出書類チェックリスト
- ・与那原町配食サービス事業提案書（様式1）
- ・調理業務の実施内容・配食可能人数（様式2）
- ・担当予定者の経験及び資格（様式3）
- ・配達体制（様式4）※事業所全体の体制
- ・緊急時の体制（様式5）
- ・安否確認体制（様式6）
- ・高齢者向け配食利用者に対する対応について（様式7）
- ・高齢者向け配食サービスの業務実績について（様式8）
- ・暴力団及びその関係にないことの誓約書（様式9）
- ・登記簿謄本
- ・財務諸表（直前1年分の貸借対照表及び損益計算書）
- ・社保完納証明書
- ・前年度国税、県税、市税に関する納税証明書（滞納のない証明書）
- ・有資格者の免許証の写し
- ・食品営業許可証の写し
- ・事業所概要及び組織図（形式自由）
- ・1ヶ月の予定献立表（形式自由）

(2) 応募の手続き

提案書類を令和8年6月10日（水）から令和8年6月16日（火）までに、与那原町役場福祉課へ持参により提出すること（土日祝日を除く）。受付後の申請書類の変更、返却には応じない。

※申請書類の確認に時間を要するため、提出前に必ず下記担当に事前連絡をした上で提出すること。（午前は9～12時、午後は13～17時までとする。）

※提出書類一式に不備等あった場合は受理しないので、受付期限に余裕をもって提出すること。

(3) 提出部数

正本を1部、副本を1部提出

※見やすいように様式ごと、添付書類（種類に合わせ）ごとに台紙に見出しのインデックスを貼付し、A4判左2点穴あけ綴りとして提出すること。

10. 受託事業者の選定

(1) 選定の方法

提出された提案書類等に基づき、業者選定委員会において書類審査を行い、事業者を選定する。

(2) 選定結果の通知

選定の結果は、各応募者に対して個別通知する。

11. 注意事項

(1) 申請に関する費用は、すべて申請者の負担とする。

(2) 提出された提案書類等は返却しない。

(3) 提案内容の変更は原則認めない。

(4) 提出された応募書類等に虚偽の記載があった場合には、決定を取り消す場合がある。

(5) 必要に応じて追加書類を提出していただく場合がある。

(6) 選考委員会による採点結果については異議及び問い合わせには一切応じない。

(7) 提案者の責めに帰すべき事由により選定の取消し等があった場合には、本町は一切の補償義務を負わない。

(8) 令和8年度の事業を円滑に開始するために、令和8年7月15日（水）までに、現行委託業者と業務の引継ぎ等必要な準備を行うこと。なお、引継ぎ等に係る経費は選定された委託事業者の負担となる。

12. その他

税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、改正以降における消費税及び地方消費税相当額は変動後の税率により計算する予定である。

13. 応募に関する問合せ

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地

福祉課（配食サービス事業担当）

電話 098-945-1525 FAX 098-946-4597

E:mail fukushi@town.yonabaru.lg.jp